

静岡県と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、地方創生の実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接に連携・協力し、双方の資源を有効に活用した協働を推進することにより、喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の防災・減災活動と県民の安全・安心な暮らしに関する事
- (2) 地域産業の振興、中小企業の支援に関する事
- (3) 中小企業の海外進出支援に関する事
- (4) 観光の振興に関する事
- (5) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関する事
- (6) 健康増進、高齢者・障害のある方への支援に関する事
- (7) 文化・芸術・スポーツの振興に関する事
- (8) 移住・定住の促進に関する事
- (9) 県政情報の発信に関する事
- (10) その他、地方創生の推進に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店に実施させることができる。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙（乙のグループ会社及び代理店を含む。）は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合は、甲及び乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年10月14日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

川勝平吉

乙：東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上日動火災保険株式会社
常務執行役員

木村岩雄